

鹿児島工業高等専門学校外部評価委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本校が行った自己点検・評価結果等について検証を行い、本校の教育・研究等の改善に資することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、人格識見が高く、かつ、本校の発展に理解ある次の各号に掲げる学外者の中から、校長が委嘱した若干名の委員をもって組織する。

- (1) 大学、高等専門学校等の高等教育機関の教員及び経験者等
- (2) 本校の所在する地域の教育関係者
- (3) 地方自治体等研究機関の研究者等
- (4) 産業界の有識者
- (5) 報道機関の有識者
- (6) その他校長が必要と認める者

(委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱は、外部評価委員会の開催に合わせて、必要な期間行うものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を召集し、その議長となる。

(報告書と公開)

第6条 外部評価を行ったときは、報告書を作成し、公開するものとする。

(運営)

第7条 委員会の運営については内部質保証委員会が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成16年5月21日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に第3条に規定する委員となる者の任期は、第5条の規定に

かかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

- 3 鹿児島工業高等専門学校と有識者との懇談会要項は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 11 月 6 日から施行する。